

文書館だより

第28号

平成9年1月

発行／群馬県立文書館
〒371 前橋市文京町三丁目七番六号
TEL (027) 331-3304
印刷／朝日印刷工業株式会社
TEL (027) 351-1333
題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝

- 寺子屋と手習所(塾)について
- 明治十五年の臨時県会とコレラ騒動
- 新聞覧及び新収蔵古文書
- 「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」(仮称)の設立に向けて



徳川吉宗御内書(上)：歳暮の祝儀に対する礼状。なお、本文中松平左近将監は老中であり、下総佐倉藩主松平乗邑です。
縦46.6cm・横65.8cm 角田光枝家文書(文書番号158)

徳川家治御内書(下)：端午の祝儀に対する礼状。なお、本文中松平右京大夫は老中であり、上野高崎藩主松平輝高です。
縦46.6cm・横65.8cm 角田光枝家文書(文書番号39)

御内書は、室町時代になってから成立した文書の形式です。將軍またはそれに準ずる武家が出した書状であり、公的な内容を持っています。本文末が「……候也、謹言(恐々謹言)」「……候也」により、公家・寺社などに出されたものと配下の武士に出されたものとに分けられますが、その様式は、本文・日付(年号なし)とその下段に差出人・あて名、と書かれるのが普通でした。なお、室町幕府三代將軍足利義満以降は、季節の挨拶や贈り物に対する返礼、軍勢催促・戦功の褒賞などの内容で、配下の武士あてに出されることが多くなり、その様式が、江戸幕府徳川將軍にも継承されていたようです。

写真は、八代將軍徳川吉宗と十代將軍徳川家治の御内書です。土岐氏(寛保二(一七四二)年から沼田藩主)に対して、老中を通して祝儀の礼を述べています。

(吉宗御内書) (家治御内書)
為歳暮之祝儀 為端午之祝儀
小袖一重到来 帷子単物到来
歡思食候猶 歡思食候猶

松平左近将監可 申候也
十二月廿七日(吉宗御内書) 五月二日(家治御内書)

土岐丹後守との 土岐美濃守との
(古文書課 新井幸弘)

寺子屋と手習所(塾)について

文書館文書調査員 柳井久雄

江戸時代の庶民の初等教育施設を、一般に寺子屋といっています。しかし、手習所(塾)ともいわれています。

ところで、拙著「群馬の寺子屋」(みやま文庫・平成二年)を読みました方(東京・徳苅勝氏)から、「私の故郷(信州)の古文書には、寺子屋という表現は見当たりません」との指摘を受けました。そして、書状に添えて、岡本綺堂「風俗江戸物語」(河出文庫)が送られました。それには、「上方では手習を教えるところを寺子屋と唱えていましたが、江戸では寺子屋とは言いません。単に手習師匠といっていました」とあります。

そこで、寺子屋と手習所(塾)について、資料を調べることにします。

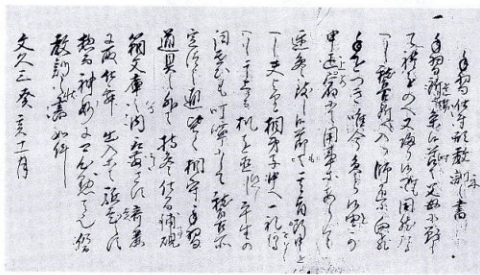
二

次の文書は、勢多郡原之郷(富士見村原之郷)の九十九庵(師匠・船津伝次平)のものです。

手習仕付形教訓之書

一、手習所へ参候時は、父母に対して礼を述べ、又帰り候時も同然たるべし、稽古所へ入り師匠へ向ひ手をつき、唯今参り候と可申上、若し宿にて用事等ありて遅参致し候節も、其旨断り申上ぐべし、夫より相弟子中へ一礼をいたし、其上にて机を直すべし、平生の詞遣ひも叮嚀にして、

稽古所定法の通り堅く相守り、手習道具の外は持参仕間鋪事、硯箱文庫等取散らさず奇麗に取仕舞、出入等駆走らず、惣て神妙に可心懸者也、仍て教訓之状如件
文久三癸亥十一月
(船津洋平家蔵)



『手習仕付形教訓之書』

これは、船津伝次平が作成し、師の藍沢無満に校閲を受けたものです。さて、この文書には、手習所、手習道場、稽古所とあります。

利根郡小仁田村(水上町)の「建明寺教諭控書」には、稽古場と記してあります(「群馬県史」資料編13)。邑楽郡内

は、手習所といっていたようです(「邑楽郡誌」)。新田郡強戸村(太田市)では、稽古場と呼んでいました(「群馬県史」資料編15)。

このように、県内の文書には、寺子屋と記した資料は、私の知る限り見当たりません。

三

江戸時代の庶民の教育施設では、児童のことを手習子、筆子といい、師匠のことを手習師匠といいました。これは、教育の中心が手習い、つまり文字を教えることだったからです。手習い読ませるところによって習字教材を理解させようとした。いわゆる読み・書きを教えたところでした(高井浩「寺子屋の普及」・「勢多郡誌」)。

師弟関係の深さを表わす筆子塚には、筆子中、門人中、筆弟連などと刻まれています。北橋村には、「筆子連名帳」(文久三年今井兼明)、「筆子連名帳」(嘉永六年・萩原増兵衛)が残されています(「北橋村誌」)。前橋市龍蔵寺町には、渋川泉庵の筆子塚を建立したときの「石碑寄附連名簿・筆子」があります(「前橋市教育史」)。新田郡敷塚村(敷塚本町)には、筆子供と記された資料があります(「群馬県史」資料編15)。勢多郡富士見村米野の大聖寺には、「手習弟子六十六人立」と刻んだ筆子塚があります。

四

しかし、児童のことを寺子と記した資料もあります。群馬郡広馬場村(榛東村)の明和六年(一七六九)の資料には、「寺子之髪之不損前を能人二帯之結め正敷」とあります(「群馬県史」資料編13)。「寺

子襲方」(村誌久呂保)、「寺子制誨式目(元禄八年・大坂の板)」(高崎市教育史)などもあります。なお、九十九庵では「寺子往来」を学んでいます。

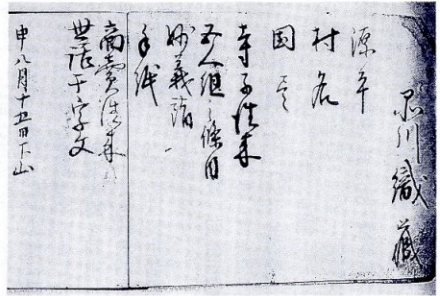
では、なぜ寺子、寺子屋の名称が生じたのでしょうか。それは、中世寺院の世俗教育から始まったといわれます。寺院が僧侶の養成以外に世俗的な教育を行っていた。一般の庶民の子供たちが、寺に行つて僧侶から初歩的な文筆知識を教わつたのです。そこで、入学を寺入・登山といい、卒業を下山といいました。それが、後になって、お寺以外で、一般の子供たちに、読み・書きを教えるところを寺子屋と呼ぶようになつたようです。

寺子は児童のことであり、寺子屋は、寺子と屋の合成語であります。屋は寺子の通う家を表わしており、寺子(児童)を教えることを業とする家のことであります。ですから、寺の小屋ではないわけです。寺小屋と書いた資料もありますが、語源的には寺子屋だと思います。九十九庵の「弟子記」の教育課程(カリキュラム)には次のように記してあります。

- 源平 (名頭)
- 村名 (村名足)
- 国尽 (国名尽)
- 寺子往来
- 五人組之條目
- 手紙
- 商売往来
- 世話千字文

申八月十五日下山

(船津洋平家蔵)



『弟子記』

五

明治五年（一八七二）、「学制」が公布され、近代教育が始まりました。

それで、明治六年（一八七三）三月三十一日、群馬県令が出した「布達」に、従前、私宅ニ於テ教授致候寺子屋ト申唱候者ニ至ル迄、御改正ノ教則ニ拠ラサル者、来ル四月三十日限り一旦廃止候事（『熊谷県学務年報』第八号）と、あります。この文面を見ると、それ

までの庶民の子供たちの初等教育施設を寺子屋とも称していたようにもとれます。ところで、私は、江戸時代の庶民教育機関を、寺子屋という名称に統一するようになったのは、明治以降に行われた庶民教育史調査によるところが大きかったものと思います。

その最大のもの、文部省によって編さんされた『日本教育史資料』ではないでしょうか。これは、明治二十三年（一八九〇）から二十五年にかけて発行され

た日本教育史の調査報告および史料の集成です。いまでも、江戸時代の教育を知る上で根本史料とされています。

明治十六年（一八八三）から調査した事項には、庶民教育機関の調査を「家塾・寺子屋設置ノ制度」としています。これが、手習所（塾）・稽古所ともいわれた庶民教育機関が、寺子屋の名称で統一されるようになったのではないのでしょうか。ちなみに『日本教育史資料（八）』には群馬県の部があり、「寺子屋」の欄に五十五か所の教場が記載されています。なお、師匠名のところは、「習字師氏名」となっています。

乙竹岩造『日本庶民教育史』も、石川謙『日本庶民教育史』も、寺子屋で記述しています。そのため、各市町村誌（史）も、寺子屋の名称で編さんされているようです。

六

昭和十一年（一九三六）、群馬県教育会が、創立五十周年記念として、『群馬県教育史』の編さん企画いたしました。

そして、その一環として、全県下の市町村に「庶民教育調査票」を配布して、庶民教育史の調査を行いました。しかし、そのときの調査票は、「寺子屋教育調査票」でした。しかも、「寺子屋教育ヲ受ケタル現存者ニツキ調査スルモノ」の調査項目には、「何トイフ寺子屋デシタカ」、「其ノ寺子屋ノ創始年代ハ」、「寺子屋在学中ノ感想ニテ今ニ覚エテ居ルコトハ」というのでした。

この、庶民教育史を調査した昭和十一年当時は、私設の庶民教育機関で学んだ現存者がおりました。そのため、庶民教

育の実態を知る貴重な資料が得られました。しかし、このとき、穂苅勝氏は「あなただけ勉強していた所を何と呼んでいたか、次に○をして下さい。一、寺子屋 二、手習所 三、その他（塾等）」という項目を入れてくれなかったか、と残念に思っています。（私信）といっています。私も同感です。

七

浄瑠璃の「菅原伝授手習鑑」に、「寺子屋の段」があります。初演は延享三年（一七四六）で、大坂の竹本座といわれています。後に歌舞伎で江戸で上演されるようになりました。

江戸時代の川柳から、用語をみると、

総角や乙女も見ゆる手習所

手習子帰ると銅を覗いて見

寺子屋を出ると手本を大般若

と、あります（渡辺信一郎『江戸の寺子屋と子供たち』三樹書房）。この川柳から、江戸では手習所、または寺子屋といっていたことがうかがえます。

県内では、使用した教科書の中に、「寺子制誨之式目」（『松井田町誌』）や「寺子式目」（『柳井久雄』北橋村の寺子屋教育）などがありますが、多くは筆子といっていたようですが、筆子が塚に代表されるように筆子が圧倒的に多いです。大正八年（一九一九）富士見村に建立された「船津伝次平翁記念碑」の表面には、「筆子」として二十四名の名前が刻まれています。なお、明治三十一年（一八九八）の船津伝次平の葬儀には、「筆子総代」として金子小八が弔詞を述べています。

八

以上、寺子屋と手習所（塾）について、

私見を述べました。私の愚見には、まちがいがあるかもしれませんが、江戸時代の庶民教育施設を、全国一律に寺子屋・寺子の名称で統一するのは、実態に即していないようです。語源的には、寺子屋でよいと思いますが、当時の文書は正確に記録すべきでしょう。

私は、寺子屋（手習所）、または手習所（寺子屋）と書くようにしています。高橋敏著『近世村落生活文化史序説』（未來社・一九九〇）や、入江宏著『栃木県の教育史』（思文閣出版、昭和61年）は「手習塾」で記述しています。なお、『愛知県教育史（三）』（愛知県教育委員会・昭和48年）は、「本書は、寺子屋と私塾・家塾（手習師匠等）を、とくに区別せず、庶民の子供に読・書・算の初歩を授ける教育施設を、「寺子屋・私塾」あるいは単に「寺子屋」として述べることにした」と断っているものもあります。

『月刊百科』（平凡社・一九九〇年・三三二号）には、高橋敏氏が「寺子か筆子か」、「船津伝次平と筆子中」を載せています。

九

ともかく、現在では「寺子屋」が、江戸時代の庶民教育機関の総称となっています。しかし、地域に残る文書に記録されている文字をゆがめてはならないと思います。

最後に、寺子屋（手習所）は、わが国の教育遺産です。寺子屋（手習所）教育の実態を調査・研究して、現在の教育に生かしたいものです。

明治一五年の臨時県会とコレラ騒動

— 神道御嶽派の活動と民衆 —

古文書課 小山友孝

平成八年の夏に関西地方を中心に病原性大腸菌O一五七による食中毒が大量に発生しました。この菌による集団中毒は瞬く間に全国的な広がりをみせ、社会不安を呈した事は記憶に新しいことです。本県でも佐波郡内の小学校の集団感染は特記されず。

さて、この菌による食中毒騒動は年末迄には一応鎮静しましたが、此の間に幼い子供が落命しており国会でも論議され、同年の八月六日には厚生省令第四七号をもって、O一五七を含む「腸管出血性大腸菌感染症」が「伝染病」とされることになりました。

このことに端を発して、筆者は、過去においては如何なる流行病が発生していたか。そして、それらにどの様に対処していったかに関心を持ってみました。以下小稿では、館蔵史料を利用しながら明治期の流行病の中でも代表的なコレラに視点を当てて当時の庶民生活の一端を紹介してみたいと思います。

我が国の法定伝染病は、明治三〇年三月三〇日の法律第三六号（官報四月一日付）「傳染病豫防法」（法令全書第三〇巻ノ二）の第一条に「此ノ法律ニ於テ傳染病ト称スルハ虎列刺・赤痢・腸窒扶私・痘瘡・発疹瘰癧私・猩紅熱・實布埤利亞・（格魯布ヲ含ム）及「ペスト」ヲ謂フ」とあります。これらの伝染病は、現代社

会ではほとんど影を潜めております。その理由は、近代医学の発達と人々の公衆衛生観念の普及定着によるところが大きい。また、様々な情報の発達した今日では、居ながらにして刻々と変わるニュースをテレビやラジオ・新聞等で広く実状を知る事が出来るようになってきました。

ところが、今から百年前の我が国の状態は、現代社会とは比べられない程予防知識や情報不足および生活水準の貧しさから人々は様々の不安を抱えていました。そのため、人々の不安を解消する手段として心の安寧を求めるために信仰が支えとなり、ここに宗教が介在する余地が多分にありました。

このような中で、幕末維新期の動乱期には幾多の民衆宗教が勃興しました。特に、神道系では神社神道に対して明治時代に、教派神道十三派と呼ばれた多くの宗教教団が輩出しました。

その一つに、明治一五年九月二八日の内務省「達」乙第五一号で一派独立を許可された教団に「神道御嶽派」がありました。この派の特徴は、江戸時代から引き継ぐ御嶽講の独自の行法である「お座立て」（おさたて）と呼ばれる神がかりに特徴がありました。「中座」（なかざ）と呼ばれる先達に神が降りて指示し、その言葉を前座（まえざ）先達が聞き取りこれを講中の信徒各位に伝えるものです。

このお座立ての方法によって、当時流行を見た伝染病を見事に予言し、これが的中したため、人々はこの時期に御嶽派に関心を示し本県ではこの時代比較的教線が拡大しております。

この一例として、藤岡市鮎川の光嚴寺境内一隅に「御嶽山普寛堂」と称されたお堂が建立されております。この堂が建



御嶽山普寛堂



「普寛堂」造建棟札

設された背景は、明治一五年一二月に総村中の協力のもとに講中繁栄と虎列刺退散祈願のために造立されたことが棟札にはっきりと墨書されております。

また、上毛三山の一つ榛名山の一角にそびえる相馬山の山頂には幾多の石造物が安置されておりますが、そのうち三驅の石造神像の傍らに、明治一五年「渋川町講中」と刻された石灯籠が奉獻されております。この奉納の背景は、相馬山の里宮建設との関連でとらえて行かなけれ

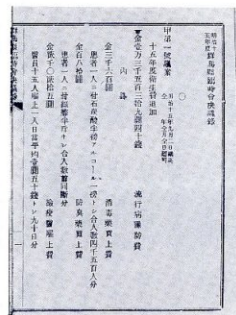
ばなりません。詳細は拙稿（上野国相馬山をめぐる庶民信仰（一）群馬県立歴史博物館調査報告第一号、一九八五年）を参照下さい。それによれば、明治一五年一月二日の信心日に「御座立て」の神勅で黒髮山大山祇命から「当年の八月から九月に悪病が流行するから厳しく信心致すよう社中一同へ申し置く」「いずれの願いも守護有るに由って謹んで信心致すべし」という神勅がありました。果たせるかな、この予言の如く、明治一五年八月から九月にかけてコレラが全国的に大流行しました。このため、社中一同のお山に登る者も大変の数になりました。このことをうらづける如く、事実、群馬県ではコレラ対策のために臨時県会が招集されました。

即ち、明治一五年八月二六日に臨時県会が開会されました。議題は、当然の如くコレラの蔓延をくい止めるべき流行病予防費の追加予算の件でした。この時に総額一三、五三九円四〇銭が可決承認されました。この内訳は、次のようです。消毒薬買上費三、六〇〇円・防臭薬買上費一八〇円・検疫雇上費二〇二五円・同旅費二、八〇八円・検疫吏臨時雇費四五〇円・賞與費五九三円・検査手当四三二円・救護費五〇〇円・運搬費四〇五円・雑費三〇〇円です。これはかなりの高額の臨時会決議録「群馬県立文書館所蔵文書・議二〇七号」。

余談ですが、この臨時県会は、本来は前日に開催が予定されておりましたが県会議員の都合によって一日会期が順延されたものです。群馬県会事務規則・明治

一五年三月二日によると、会議の方法は、第一条に議事は、午前九時から午後三時迄とし、第二条には、出席議員の過半数にいたらざれば議事を開くべからずとあります（『群馬県議会議史』第一巻二四四頁）。この時代の県会議員の定員数は四五名でした。八月二十八日に第二次会が開催され、さらに、九月一日から二日に第三次会が開催されました。

上述した案件は、甲第一号議案として九月二日に議決され同日に認可されました。当時の県令は楢取素彦でした。議長



「臨時会決議録」(議207)

は宮崎有敬、副議長星野耕作、県会衛生会委員は、湯浅治朗・星野耕作・野村藤太が名を連ねておりました（『群馬県議会議史』第一巻五四三頁）

なお、明治一五年以前にも「流行病対策費」が県会の議題で出されたことがありました。特に明治一二年五月に開催された第一回通常県会の第二次会（明治一二年五月一四日）では、吾妻郡選出議員折田郡平の意見によって、事務局側の六〇〇円予算に対して三〇〇〇円に修正された経緯がありました。（『群馬県議会議史』二八二頁）このことから考えると、今回の場合は過去の例より一層深刻の様相を呈していたからこそ追加予算が速やかに

可決されたことがわかります。

明治一五年度県下で発生したコレラによる病死者数は一、八三二人を数え全国では三三、七八四人を記録しました（丸山清康「群馬の医史・山本俊一「日本コレラ史」」。なお、当時県庁で保健衛生を主管する衛生課は、明治一二年十二月の「府県衛生課設置並事務条項」（内務省乙第五五号達）が出されこれに基づいて翌年に設置されました。この課で作成された衛生課第一次年報（以下単に年報と云う。群馬県立文庫館所蔵・議一七八）を使用して当時の流行病の実態について眺めて見ましょう。

この年報には、郡別・月別・男女別の死亡と感染者の統計が非常に詳細に記録されており、コレラ患者は他の感染病者より圧倒的に患者数が大きく記されています。同報告書の一五年八月の条にはまた、次のような記述があります。

「虎列拉発生病勢猛烈追々蔓延景況につき検査委員同係を設け県庁内に検査仮事務所を置く」、さらに、同年九月には内務省衛生局島田少書記実況視察として来県あり」とあり、また同月には「虎列拉病予防費補助として金三、〇〇〇円内務省より下附せらる」と記述があります。

また、この年の「全管内伝染病患者統計表」（第一次年報）による患者総数は都合三、一〇〇人（内訳男一、六三七人・女一、四六三人）でこのうち死亡者は、一、八二四人（内訳男九七五人・女八四九人）でした。この統計は一五年七月から一六年六月の間のものです。この数字と前述した「群馬の医史」の数値がやや異なっており、これは統計の締切日の違

いで、この二つには基本的に変化はありません。

さて、この数字を郡別で眺めてみると西群馬郡では、男の患者が五八四人・女の患者五一七人このうち死亡者男三七四人・女三三一人。次に患者数の多い郡は山田郡で、男二三五人・女三〇一人うち死亡者男一二人・女一四七人。次に碓氷郡で男一八二人・女一五一人うち死亡者男八一人・女六二人でした。この他の郡内でもくまなく患者が発生しており、その中でも西群馬郡内に住む人たちの感染率は、群馬県全体の約三分一ものばりました。そのためこの地域の住民にとつてのコレラ旋風は大変なものであったことが察知されます。

そのため、前述した如く「御嶽行者」の予言した「悪病」即ち、コレラ退散のために相馬山に登拜して守護を乞う人々がいたことは、当然のことと考えられます。これと同時にこの時期においても農村部の人々の間にあつては医学知識の欠如のため、旧来からの奇異の風習が存在しており、旧来からの奇異の風習が存在しており、その一つに、コレラ送りの習俗をあげることが出来ますが、今回は、紙面の関係で具体的なそれらの紹介は省略します。後日に機会があればこの点について詳しく紹介したいと考えております。

さて、一概に宗教と「病」を簡単に結びつけて説明を行うことは危険がともないますが、このことは現代社会にも共通な基盤を有している事には変わりありません。

明治時代の庶民生活の一断面を流行病と民間宗教という視点からながめてみま

した。それから派生する様々の問題については、さらに各種のデータを集積検討して庶民生活の実像を解明していきたいと思ひます。

近代国家の成立を考える時においては法秩序の整備や政治体制や経済活動面でもとらえるばかりではなく、公衆衛生観念の定着過程も大切なパロメータと考えております。どんなに医学が発達しても、それを享受する側で理解する素地がなければ、旧態依然のまままで前進がありません。このため個々の流行病に対して人々がどの様な関わり方をしていたのか社会認識を持つ必要があります。このことが近代化を考える上で大切なことと思われ

ます。

付 なお、小稿執筆中に高倉史人氏「明治期における大阪の伝染病」（大阪あいかいぶす・第一九号）と押尾宗平氏「コレラの歴史と千葉県のコレラ」（房総路・三三三号）の論文に接しました。明治時代の他府県のコレラの動向を知る上で参考となります。また、阿部安成氏「病のフォークロア」と秩序氏「新しい近世史」第五巻・新人物往来社・一九九六年二月刊）は民俗学アプローチから流行病をとらえた興味ある論文です。さらに、阿久津宗二氏の「群馬県における明治前期衛生行政の推移」（『双文』四号・群馬県立文庫館・一九八七年）は、本県の衛生関係の格好の文献です。

新たに閲覧できる。

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる寄贈・寄託古文書は次のとおりです。

◎千葉県船橋市・高橋巨士（たけし）家
文書

文書の伝存地は、利根郡新治村永井の合瀬地区にあった高橋家です。文書の点数は一〇点（文書番号一〇番迄）で、最も古い年代の文書は万治三年（二六六〇）の沼田藩主真田信利（信澄）より高橋四郎兵衛宛の知行宛行状で、高一〇〇石が与えられています。寛文一二年（一六七二）の合瀬新田村の年貢割付状も残されています。天和元年（一六八一）に沼田藩真田家は改易となりますが、高橋家は合瀬村にあった口留番所の口留役として同村に住居したと伝えられています。他に、年代不詳の真田家略系図や文化一四年（一八一七）の合瀬村地内で発見された砥石用青石の試掘願書等があります。

◎藤岡市上日野・養浩院（ようこういん）
文書

多胡郡上日野村（現藤岡市）の實大山養浩院に伝存した典籍類です。同寺は臨濟宗妙心寺直末で、本尊は釈迦如来、永正年間（一五〇四～一五二一年）に郷土酒井氏開基との伝えがあります。総点数は五七点（文書番号五七番迄）で、内容は江戸時代の仏教関係の刊本・写本類と明治時代後期から大正時代の教科書類等が中心です。（請求番号九三〇七）

◎前橋市城東町・角田光枝家文書
文書の伝存地は、沼田城下の上之町（現

沼田市）で、沼田藩土岐家の御用商人を務めていた角田家（屋号丸屋）です。同家文書の総点数は約二六〇〇点ですが、その内容は①沼田藩主土岐家文書、②角田家経営関係文書、③和漢の典籍類の三つに大きく分かれます。

今回閲覧可能となった文書点数は五九九点（文書番号五九八番迄）ですが、これらはすべて①の沼田藩主であった土岐家に当初は伝来していた文書です。土岐家当主宛の將軍からの御内書・老中奉書が多く、土岐家から將軍家への献上・祝儀・見舞い等に対しての幕府からの返書が主な内容です。年代には享保年間以降と推定されます。他に土岐定経が安永年間に寺社奉行を務めていた頃の御朱印地境出入等の訴訟文書が約三〇点、土岐隼人正（頼知）宛の同人母の書状も約三〇点残されています。また、大名間の書状や幕末維新期の沼田藩政に関わる文書も若干含まれています。これら土岐家文書がいつ頃・なぜ角田家に移管されたのかははっきりとわかりませんが、御用商人をしていた関係上、明治維新以後のある時点でこれらの文書の移管が行われたものと推定されます。

◎吾妻郡長野原町・長野原町第六（大津）
区有文書

長野原町第六区有文書は、既に文書番号三七番迄が閲覧利用可能となっています。今回は追加寄託された明治三四年（一九〇二）の大津地区の「字限耕地図」二冊が新たに閲覧利用可能となりました。

（請求番号八八一）
マイクロ収集文書では次のものです。

いずれも福島県歴史資料館寄託文書です。

書約二五〇点です。

◎福島県福島市・朝倉一郎家文書
「碓氷社社則」「高山社蚕業学校規則」「桐生織物学校一覽」等養蚕関係諸学校・伝習所に関する文書や織物消費税廃止請願書等があります。文書番号一一五番迄。（請求番号F P 九三〇三）

◎群馬郡群馬町東国分・住谷修家文書
（寄託）
追加として、慶長六年国分村検地帳の写本（安永五年写）等計二点です。

◎福島県伊達郡梁川町・中木直右衛門家文書
「養蚕日記」「蚕種掃立枚数及製造額届」や蚕種注文書状等があります。文書番号八八番迄。（請求番号F P 九三〇四）

◎太田市細谷・冠稲荷神社文書（寄託）
江戸時代中期の冠稲荷神社境内絵図等計三点です。

◎福島県伊達郡梁川町・中村佐平治家文書
明治六年から明治一六年迄の「養蚕日記」をはじめ、「蚕手伝調」「蚕種注文受帳」等があります。文書番号八二番迄。（請求番号F P 九三〇五）

◎高崎市連雀町・佐藤有一氏収集文書
（寄託）
群馬郡井出村（現群馬町）の廻状写帳の断簡計八点です。

◎福島県伊達郡梁川町・中村佐平治家文書
明治六年から明治一六年迄の「養蚕日記」をはじめ、「蚕手伝調」「蚕種注文受帳」等があります。文書番号八二番迄。（請求番号F P 九三〇五）

◎新田郡敦塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄贈）
新田郡本町村（現敦塚本町大原）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長関係文書等約四〇〇点です。

◎北海道江別市・遠藤雅夫家文書（寄贈）
明治一〇～同三二年迄の遠藤胤寿（群馬県立病院等勤務）関係文書五五点です。

◎神奈川県高座郡寒川町・斎藤光家文書（寄贈）
追加として、前橋藩士斎藤看園夫妻の思い出を、その子息能雄が綴った短文一点です。

◎前橋市天川大島町・黒澤通二家文書（寄贈）
多野郡中里村平原の黒澤家に伝存した江戸時代から昭和初年迄の私的文書が中心です。総点数は四〇点です。

◎前橋市城東町・田村あい子家文書（寄贈）
追加として、田村製糸所を経営していた同家の明治時代後期から昭和戦前期迄の日記・書簡・写真類等約六〇〇点です。マイクロ収集文書では次のものです。

◎東京都大田区・齋藤忠一家文書（寄贈）
追加として、内閣総理大臣であった鈴木實太郎の書状等計一五九点です。

◎利根郡片品村越本・入澤誠家文書
◎勢多郡東村沢入・小倉清一郎家文書
◎吾妻郡嬭恋村鎌原・鎌原忠司家文書
◎吾妻郡中之条町・剣持常泰家文書
いずれも蚕桑関係文書です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

◎大阪府岸和田市・笛木ふ子家文書（寄託）
利根郡新治村相俣の笛木家に伝存した江戸時代末期から昭和戦前期迄の私的文

書約二五〇点です。

「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」(仮称)の設立に向けて

文書館では、古文書や行政文書等の保存活用に関する情報交換や共同研究等を推進するとともに、県内の市町村関係機関の連携や相互の交流を深めるため、平成八年度から新たに「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」(仮称)の設立をめざして準備を進めてきました。以下、その準備過程と今後の見通しについて報告します。

この協議会は、県内七〇市町村(主な対象は総務課文書係、教育委員会文化財係、図書館、資料館、市町村史編さん室など)すべての参加をめざし、組織化しようというものです。このため、事前に一市九町四村の方々にお集まりいただき設立準備会を組織し、三回の会議を開催してきました。

第一回会議は七月十九日に開催し、文書館から協議会設立の趣旨説明を行ったあと、今後の準備会の進め方、会則草案、会の名称等について提案しました。第二回は八月二十八日に開催して、会則の条文、会費、役員構成、事業等について具体的に協議しました。そして十一月二十一日の第三回会議では、準備会としての会則案、事業計画案を決定し、あわせて設立総会の時期や総会の次第等についても協議しました。

この間、文書館としては、八月下旬に県総務部の学事文書課に協力をお願いする一方、九月上旬には会費(法令外負担金)の承認をいただくため、市長会及び町村会事務局へ出向いて本会設立の趣旨



第三回準備会の模様

説明を行いました。さらに十月中旬には新潟県の市町村連絡組織「新史料協」(略称)の活動状況を視察し、十月下旬から十一月上旬にかけては準備会市町村以外の四六町村に直接出向き、設立の趣旨説明と参加依頼を行いました。

その結果、平成九年度の市町村の法令外負担金については承認いただけませんが、会設立については多くの賛同を得ることができました。

これらの状況を踏まえ、第三回準備会では会の結成時期等について検討しましたところ、結論としては、会費はなくとも発足することに意義があるということと一致しました。

文書館としては今後、この結論に基づき、県内全市町村に対し改めて文書による正式な参加の呼びかけを行いますので、是非この趣旨をご理解いただき、積極的に加盟されますようお願い申し上げます。

平成八年度

「公文書等保存専門講座」の開催

平成三年度から開催している「公文書等保存専門講座」を本年度も九月二六日、二七日の二日間にわたって実施しました。本年度は、現在国および地方自治体において行政上の課題の一つとなっている情報公開に関する内容を中心に、次のような日程での開催でした。

〈第一日目〉

「情報公開と市町村の公文書管理」
(後藤 仁 神奈川県立公文書館長
「文書補修の考え方と実習」
(榎筒節男 宮内庁書陵部図書課専門職)

〈第二日目〉

「自治体史編さんと公文書等の保存・活用」
(大島史郎 茨川市教育委員会嘱託員)
「館林市における情報公開」
(原 敬夫 館林市行政課係長)

○参加者による協議

この講座は各市町村の文書・文化財・史誌編さん担当者、歴史資料保存機関の職員の方々に参加を呼びかけていますが、本年度は二市町村三五所属の四五名が参加してくださいました。その中でも文書担当の方の参加が二〇名を数え、各市町村における情報公開に対する関心の高さが感じられました。

情報公開に関しては、第一日目に国の「情報公開法」要綱案作成に携わってこられた後藤氏から、国における情報公開についての考え方や要綱案の内容、さらに国の情報公開法と自治体の情報公開案

例との関わりについて、ご講演をいただきました。第二日目には、館林市で実際に情報公開の担当をされている原氏から、条例制定の経緯やその実施状況について具体的な例を報告していただきました。また、文書資料の補修の講義では、榎筒氏から基本的な考え方と実際の補修方法・道具等について実習を中心に講義していただきました。この講義については特に文化財担当の方、資料保存機関職員の方から反響がありました。

さらに、大島氏からは自治体史(誌)編さん終了後、いかに公文書等を保存・活用していくかについて茨川市の例が報告され、史誌編さん中の市町村からは、大島氏の報告に同感との声がありました。それぞれの講演・講義後に活発な質疑応答があり、さらに第二日午後の協議において、それらをさらに深める形での討論ができ、有意義な講座とすることができました。

各市町村等からのご意見・ご要望をできるだけ取り入れ、さらに充実した講座にしていきたいと考えています。



実習講義中の榎筒講師

利用者の目



企画展「歴史の中の上毛かるた」を

見学して

前橋市立天川小学校教諭

久保田 慶子

天川小学校の校区内にある文書館では、素晴らしい企画展が毎年のように計画されています。

昨年は、「広告に見る庶民のくらし」という企画展を見学しました。六年生の社会科の学習において江戸時代から昭和初期の人々の生活の様子を視覚的に分かりやすくとらえることができました。

今年も、群馬県民の日記念として企画された「歴史の中の上毛かるた」の見学を計画し、子供たちの生きた社会科の学習に役立てようと思いました。

これは、四年生の社会科の「わたしたちの群馬県」という単元において導入学習に用いた上毛かるたの理解を更に深めようとしたものです。

この単元は、住んでいる地域を市の段階から県にまで広げ、自然や産業を概観しようとするものであり、「地図で見る群馬県」と「群馬県の特産ある産業」の二つから構成されています。

前者では本県の地形と交通の様子を、後者では、本県の主な産業の概要を取り上げています。これらの導入学習として子供たちに身近である上毛かるたの読み札を白地図に書き入れる作業を学習計画

の中に組み入れられました。特に、日本一のコんにやくづくりでは、「ねぎとこんにやく」下仁田名産「桐生の織り物」では、「桐生は日本の機どころ」温泉とスキーの町、草津では、「草津よいとこ」薬の温泉」という読み札が学習の契機となりました。これらの学習をおして上毛かるたがより身近なものになり、子供たちの中に上毛かるたについてもっと知りたいという声も聞かれるようになりました。



見学する4年生の皆さん

当日の企画展を見学するに当たって、事前の相談はもとより、当日の手際の良い分りやすい説明は、貴重な資料と共に、子供たちに意義深いものでした。

一目瞭然という言葉通り、社会科の学習に実物等にみられるような視覚的に訴えるものは子供たちの興味や関心を高め、その後の学習にまで影響することもよくあるものです。

教室を文書館に移し、専門の方の説明に耳を傾ける子供たちを目の前にして、また、このような機会をとらえて学習したいと思えました。

今後このような企画展を楽しみにしています。

告知板

◎常設展のご案内

平成八年度常設展「今に伝わる江戸・明治のあしあと」を、文書館一階の展示室において開催しています。

第三回常設展では、整理が終了し新たに閲覧可能となった、前橋市城東町角田光枝家文書・伊勢崎市堀口町野村伊太夫家文書を中心に、村の生活や庶民の遊びに関する文書を展示いたしました。また、群馬の和紙、古文書用の紙とたち、古文書解説コーナーなども設け、皆様のご来館をお待ちしております。

- ☆第三回 一月一〇日～二月二三日
- ☆第四回 二月二五日～四月一三日

・高橋巨士家文書
・鈴木重義家文書
・武家の社会や庶民の旅行に関する文書ほか

◎「ぐんま史料研究」第七号の頒布

文書館では県史普及活用事業の一環として、「ぐんま史料研究」を毎年二冊ずつ刊行していますが、その第七号が発刊となりまして内容をご案内します。

【論文】

前沢和之の「上野国交替実録帳」にみる国と郡、飯森康広「武田氏の白井城攻略と長尾憲景の動向」、栗原修「厩橋北条氏の実存形態」

【史料】

「上野国緑野郡三波川村御廻状写帳(一)」
問い合わせは、文書館内の(財)群馬地域文化振興会へお願いします。



あゆみ

8・7・9

7・7・9 第2回常設展開始
7・12 文書館運営協議会開催

7・13 第1回長期古文書解説講座
田畑勉(群馬高専教授)
6回(8月17日まで)

7・17 文書調査員会議開催

8・24 第7回長期古文書解説講座
井上定幸(明和短大講師)
11回(9月21日まで)

9・9・28 第12・13回長期古文書解説講座
飯倉晴武(学習院大学大学院講師)

10・22 企画展「歴史の中の上毛かるた」(11月22日)

10・26 第14・15回長期古文書解説講座
原島陽一(文化女子大学文学部教授)

11・9 企画展記念講演会「上毛かるたと群馬の子ども」
原口美貴子(群馬大学非常勤講師)

11・10 刊行
「ぐんま史料研究」第七号

11・15 第16回長期古文書解説講座
柴辻俊六(早稲田大学図書館・文学博士)

11・16 第17回長期古文書解説講座
白川部達夫(金沢経済大学助教)

12・7 第18回長期古文書解説講座
板橋春夫(伊勢崎市南公民館長)